

病床整備計画について

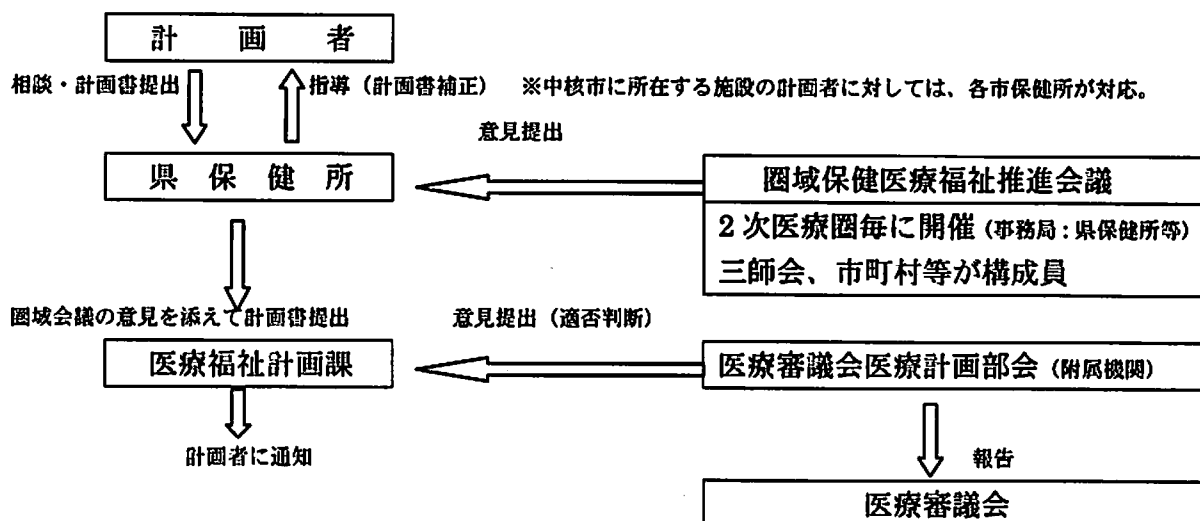
1 病床整備計画の手続について

○病院の開設、病院の病床の増加、あるいは診療所の病床の設置といった行為（以下「病院開設等」という。）を行う場合は、医療法に基づき、知事の許可を受ける必要があります。

○本県では、医療法による許可の前に、病院開設等を計画している者から事前に計画書を提出してもらい、その計画内容を審議し適当と認めた場合に限り、医療法上の許可を行うという事前協議制を採用しております。

○事前協議の手続は、「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」により規定されております。

○事前協議の流れは以下のとおりです。



○病床整備計画の対象となる病床は以下のとおりです。

・一般病床

以下の病床以外のもの

・療養病床

以下の病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの

・精神病床

精神疾患を有する者を入院させるためのもの

・感染症病床

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるためのもの

・結核病床

結核の患者を入院させるためのもの

2 愛知県地域保健医療計画 平成24年9月30日現在の既存病床数等

基準病床数及び既存病床数					
病床種別	区域	基準病床数 (H23.3.29公示) A	既存病床数 (H24.9.30現在) B	差引数 C=A-B	
一般病床及び 療養病床	名古屋医療圏	15,388	20,326	△ 4,938	
	海部医療圏	1,964	1,961	3	
	尾張中部医療圏	862	751	111	
	尾張東部医療圏	3,558	4,541	△ 983	
	尾張西部医療圏	3,586	3,478 (3,578)	108 (8)	
	尾張北部医療圏	4,854	4,605 (4,624)	249 (230)	
	知多半島医療圏	3,473	3,121	352	
	西三河北部医療圏	2,900	2,391	509	
	西三河南部東医療圏	2,860	2,236 (2,412)	624 (448)	
	西三河南部西医療圏	4,676	4,219 (4,429)	457 (247)	
	東三河北部医療圏	630	485	145	
	東三河南部医療圏	6,444	6,188 (6,196)	256 (248)	
	計		51,195	54,302 (54,815)	△ 3,107 (△ 3,620)
	精神病床	全 県 域	12,554	13,031	△ 477
結核病床	全 県 域	218	256	△ 38	
感染症病床	全 県 域	74	70	4	

備考 各欄に()で掲げた数は、承認済の病床整備計画を反映した場合の病床数である。

3 東三河北部医療圏病床整備計画の内容

(1)病床を整備しようとする施設

施設名	医療法人 星野病院
開設者	医療法人 星野病院
所在地	新城市大野字上野70-3
診療科	内科、循環器科、外科、小児科、リハビリテーション科

(2)病床整備内容

病床種別	開設許可病床数	増床計画病床数	計
一般病床	4床	-4床	0床
療養病床	60床	27床	87床
計	64床	23床	87床

※23床の増床予定